

第四十三回国会 参議院運輸委員會會議録第十六号

昭和三十三年三月三十日(土曜日)

午後一時四十分開会

委員の異動

三月三十日

解任

河野 謙三君

前田佳都男君

木暮武太夫君

石田 次男君

補欠選任

三木與吉郎君

山崎 齊君

熊谷太三郎君

浅井 亨君

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

井野 碩哉君

江藤 智君

熊谷太三郎君

野上 進君

三木與吉郎君

村松 久義君

山崎 齊君

相澤 重明君

小酒井義男君

吉田忠三郎君

浅井 亨君

加賀山之雄君

中村 正雄君

國務大臣

運輸大臣

政府委員

運輸省海運局長

運輸省船員局長

綾部健太郎君

辻 章男君

若狹 得治君

事務局側

常任委員

会専門員

吉田善次郎君

本日の会議に付した案件

○船舶職員法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(金丸富夫君) ただいまから

委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告申し上げます。

本日付をもって、委員石田次男君、

河野謙三君、木暮武太夫君及び前田佳

都男君が解任され、その補欠として、

浅井亨君、三木與吉郎君、熊谷太三郎

君及び山崎齊君がそれぞれ委員に選任

せられました。

○委員長(金丸富夫君) 次に、船舶職

員法の一部を改正する法律案を議題と

いたします。

本案に対する質疑は、前回の委員会

において終局いたしましたので、

これより討論に入ります。御意見のあ

ります方は、賛否を明らかにしてお述

べをお願いします。

○相澤重明君 私は、日本社会党を代

表いたしました。本法律案の改正に対

しましては、反対をするものでありま

す。

その第一の理由は、今回の本法改正

にあたりまして、いわゆる船舶職員と

して船舶に乗り組むべき者の資格を、

船舶通信士の定員を軽減をしたり、あ

るいは年齢を引き下げる等の措置をと

るものでありますが、その理由が、国

際条約に見合つて国内法を整備しよう

という政府の考えでありますけれども

も、これは全くこの国際法あるいは国

際条約を名にとる政府の欺瞞政策で

あって、私どもとしては了承のしがた

いものであります。

まず第一は、国際条約を尊重するな

らば、前回も私は質疑の際に申し上げ

たように、船舶職員法はもろろんのこ

と、ILO八十七号条約を批准をす

る、いわゆる誠意を持った立場に立つ

ての船舶職員法というものを考えてい

くべきが第一であります。

第二の点は、今回の措置によりまし

て、国際競争に、政府としては、わが

国の船舶職員法の改正のために、若干

でも経費の減額が行なわれるという考

えでありますけれども、これは現在の

日本の国民の生活状態、経済状態、こ

ういもの考えた場合に、働く者の場

所というものを失わせるということが

生まれるのであります。これらについ

ては、最も私どもは政府に善処を要望

しなければならぬ点であります。

さらに、第三の点といたしまして

は、この措置によりまして、政府原案

は、適用の特例措置を衆議院において

修正されているにもかかわらず、積極

的な意思がなかった。いわゆる新造船

も含め、四年間に、衆議院としては修

正議決をされているのでありますが、

そうしたものに対しては、根本的なそ

うい積極的な意思を認めようとしな

い考え方というものががわかれたの

は、まことに遺憾であります。こうい

う点は、すみやかにやはり国会の立場

というものを十分に理解をして、むし

ろ根本的な態度というものをとるべき

であつたと私は思ふ。

第四の問題といたしましては、船舶

通信士の乙種あるいは丙種の免許年令

を引き下げるというところは、これはな

るほど、一面において、直ちに学校を

卒業した者を十分採用して希望を持

せるということをしていっているのであ

りますが、事実は、これに伴うところの

施設設備等が、国内的にそれだけの

ものが、関係の電波法の問題、あるいは

は電電公社のそうした施設等を考へて

参りますというところ、即ちできない態

勢であります。こういう点を考へ、さら

に日本の労働者の技術の向上というこ

とを考へたならば、この年令を十八才

に引き下げるということは、むしろ私

どもはとるべき措置ではなからう、こ

ういう点を十分考へなければならぬと

思ふのであります。

以上のような立場に立ちまして、私

どもとしては、これらの船舶職員法の

改正にあつて、政府の考え方という

ものが、合理化の名によるところの勞

働者の低賃金政策、定員の引き下げ、

首切り、そしてまた資本家に奉仕する

ところの考え方だけを強く前面に押し

出しているというところは、全く遺憾の

きわみであり、こういうことのないよ

うに、私どもは、特に質疑の際に申し

上げましたように、船舶職員は、特に

国際競争に十分たえ得る、いわゆる國

際労働機構の中にも尊重せられてい

るべきものであります。

○中村正雄君 私は、民社党を代表し

て、本法案に反対いたします。すなわ

ち、政府は、この法案の提案理由とい

たしまして、海運企業の現状にかんが

り、労働者の給与、あるいは労働条件、こ

ういものを維持改善することを当面

の焦眉の急とするのであります。そ

うい点に政府の考慮が払われておら

ないという点は、まことに遺憾であつ

て、名のみ国際条約に照らして法改正

を行なうということは、全く矛盾だら

けであります。ここに反対をするも

のであります。

以上、簡単であります。日本社会

党といたしまして、本法改正について

の反対の討論を終わります。

○天竺良吉君 私は、自由民主党を代

表しまして、ただいま議題となつてお

ります船舶職員法の一部を改正する法

律案に賛成をします。

わが国の海運企業は、たゞいま再建

すべき岐路に立っているものであります

が、この現状にかんがみ、船舶通信士

の法定乗組員を航行の安全に支障を来

たさない範囲におきまして諸外国並み

に改めることは、まことに當を得たこ

とであり、ことに、その適用にあたつ

ては特例措置がとられておることによ

つて、急激な変化による何らの支障

も生じ得ないものと思われるものであ

ります。なおまた、船舶通信士の資格

に関する制度を合理化することも、こ

の際必要なことと信ずるものでありま

して、よつて、私は本法案に対して全

面的に賛成をするものであります。

○中村正雄君 私は、民社党を代表し

て、本法案に反対いたします。すなわ

ち、政府は、この法案の提案理由とい

たしまして、海運企業の現状にかんが

り、労働者の給与、あるいは労働条件、こ

ういものを維持改善することを当面

の焦眉の急とするのであります。そ

うい点に政府の考慮が払われておら

ないという点は、まことに遺憾であつ

て、名のみ国際条約に照らして法改正

を行なうということは、全く矛盾だら

けであります。ここに反対をするも

のであります。

以上、簡単であります。日本社会

党といたしまして、本法改正について

の反対の討論を終わります。

○天竺良吉君 私は、自由民主党を代

表しまして、ただいま議題となつてお

ります船舶職員法の一部を改正する法

律案に賛成をします。

わが国の海運企業は、たゞいま再建

すべき岐路に立っているものであります

が、この現状にかんがみ、船舶通信士

の法定乗組員を航行の安全に支障を来

たさない範囲におきまして諸外国並み

に改めることは、まことに當を得たこ

とであり、ことに、その適用にあたつ

ては特例措置がとられておることによ

つて、急激な変化による何らの支障

も生じ得ないものと思われるものであ

ります。なおまた、船舶通信士の資格

に関する制度を合理化することも、こ

の際必要なことと信ずるものでありま

して、よつて、私は本法案に対して全

面的に賛成をするものであります。

○中村正雄君 私は、民社党を代表し

て、本法案に反対いたします。すなわ

ち、政府は、この法案の提案理由とい

たしまして、海運企業の現状にかんが

り、労働者の給与、あるいは労働条件、こ

ういものを維持改善することを当面

の焦眉の急とするのであります。そ

うい点に政府の考慮が払われておら

ないという点は、まことに遺憾であつ

て、名のみ国際条約に照らして法改正

を行なうということは、全く矛盾だら

けであります。ここに反対をするも

のであります。

以上、簡単であります。日本社会

党といたしまして、本法改正について

の反対の討論を終わります。

○天竺良吉君 私は、自由民主党を代

表しまして、ただいま議題となつてお

ります船舶職員法の一部を改正する法

律案に賛成をします。

わが国の海運企業は、たゞいま再建

すべき岐路に立っているものであります

が、この現状にかんがみ、船舶通信士

の法定乗組員を航行の安全に支障を来

たさない範囲におきまして諸外国並み

に改めることは、まことに當を得たこ

とであり、ことに、その適用にあたつ

ては特例措置がとられておることによ

つて、急激な変化による何らの支障

も生じ得ないものと思われるものであ

ります。なおまた、船舶通信士の資格

に関する制度を合理化することも、こ

の際必要なことと信ずるものでありま

して、よつて、私は本法案に対して全

面的に賛成をするものであります。

○中村正雄君 私は、民社党を代表し

て、本法案に反対いたします。すなわ

ち、政府は、この法案の提案理由とい

たしまして、海運企業の現状にかんが

り、労働者の給与、あるいは労働条件、こ

ういものを維持改善することを当面

の焦眉の急とするのであります。そ

うい点に政府の考慮が払われておら

ないという点は、まことに遺憾であつ

て、名のみ国際条約に照らして法改正

を行なうということは、全く矛盾だら

けであります。ここに反対をするも

のであります。

以上、簡単であります。日本社会

党といたしまして、本法改正について

の反対の討論を終わります。

○天竺良吉君 私は、自由民主党を代

表しまして、ただいま議題となつてお

ります船舶職員法の一部を改正する法

律案に賛成をします。

わが国の海運企業は、たゞいま再建

すべき岐路に立っているものであります

が、この現状にかんがみ、船舶通信士

の法定乗組員を航行の安全に支障を来

たさない範囲におきまして諸外国並み

に改めることは、まことに當を得たこ

とであり、ことに、その適用にあたつ

ては特例措置がとられておることによ

つて、急激な変化による何らの支障

も生じ得ないものと思われるものであ

ります。なおまた、船舶通信士の資格

に関する制度を合理化することも、こ

の際必要なことと信ずるものでありま

して、よつて、私は本法案に対して全

面的に賛成をするものであります。

○中村正雄君 私は、民社党を代表し

て、本法案に反対いたします。すなわ

ち、政府は、この法案の提案理由とい

たしまして、海運企業の現状にかんが

り、労働者の給与、あるいは労働条件、こ

ういものを維持改善することを当面

の焦眉の急とするのであります。そ

うい点に政府の考慮が払われておら

ないという点は、まことに遺憾であつ

て、名のみ国際条約に照らして法改正

を行なうということは、全く矛盾だら

けであります。ここに反対をするも

のであります。

み、船舶通信士の資格に関する制度を合理化する等の必要がある旨を掲げておりますが、本委員会におきまして大臣並びに政府委員の御答弁によりまして、明らかに従つておりますように、船舶職員として船舶に乗り組まざるべき者の資格を定め、もつて船舶の航行の安全をはかることを目的としたしております。本法を、いわゆる海運企業の助成策を推進するための前提条件として、合理化に名をかり、船舶の航行安全をはかるのではなくして、低下せしめる結果を招くような提案理由は、本法の趣旨を全く誤つたものと判断するからでございます。特に、本法案の内容につきまして、二、三の点について反対の理由を指摘いたしたいと思ひます。

その第一は、船舶通信士の乗り組みを軽減する結果、船舶相互間の安全を低下することになり、よつて生ずる海難の防止に欠けるばかりでなく、その責任体制を政府は明らかにいたしておりません。

第二に、船舶通信士の乗り組みを軽減することに伴つて、雇用の需給面ですでに過剰の発生が予想されている乙種船舶通信士の職場の確保並びにこれら通信士が上級免状を取得するための再教育について、事前に何らの計画も持っておらず、当該通信士に対する雇用不安を与えておる点であります。

これらの点についても、大臣並びに政府委員は、その事実を認める旨の答弁をいたしておられます。このように、安全面のみならず、雇用にわたつても重大な欠陥を持つ法律案は、まさに本法の趣旨を全く誤つたものといふべきであつて、提案理由はその必要性を著しく欠いてゐるものと認めるわけでありませう。

以上が私の本法案に對する反対理由であります。

最後に、もし私たちの反対にもかかわらず、この法案が成立するといふ場合があり得るならば、その場合にかんがみまして、一言要望を申し上げておきたいと思ひます。

本法案は、法律事項として国際水準並みにすることをねらいとしたものであつて、現実の運用に關しては労使間の協議にまかせる旨大臣並びに政府委員は答弁しましたが、これが提案の意図でありますならば、運用にあたつては摩擦を生じないように政府が特に配慮することを要望いたします。

以上で討論を終わります。

○浅井亭君 私は、公明会を代表いたしまして、船舶職員法の一部を改正する法律案に對しまして反対するものでございませう。

御承知のごとく、わが国は世界有数の海運国でありまして、また、わが国海運発展のために、あるいは海運業従事者、特に海上乗組員の安全確保のために、日夜努力を續けているのであります。中でも、海上通信士は、航行中の船舶安全の一切の責任をとつて、二十四時間の間、間断なく陸上との連絡をとり、全乗組員のために万全の備えをしてゐるのであります。そのような中において、昨今なおかつ、幾つかの海難、海上事故が起きておるのであります。このときあたりに、まことに通信士の責任の重大さを痛感するものであります。

こういふときにあたりまして、本法案が提出されましたわけですが、運輸大臣の示された二つのおまな改正点につきまして、私は次の理由をもつて反対するものであります。

まず第一点は、船舶通信士の定員を軽減することでありまして、現行のままでさえも衝突事故が目立っており、今日、いかに通信機械が発達されたといひましても、通信機械ばかりにたよることは、はなはだもつてたよりないことと存するのであります。さらに優秀なる通信士をもつて船舶航行の安全確保をはかるべきであると思ふのであります。また、いかに有能な通信士でありましても、一人で機械を操作するといふようなことは、労働過重となり、精神的、肉体的にも与ふる負担は大きなものであるものであります。

また、もう一点は、通信士の年令を十八才にする点でございますが、いかに、経過措置の期間中は通信長の補佐であるといふことでございませうけれども、そういうようなことにいたしましたとしても、いかなる衝突事故によりまして全責任を負わなければならないという立場にならないとは限らないと思ふのであります。

以上の二点をもち、私は本法案の改正に反対するものでございませう。

以上でございます。

○加賀山之雄君 私は、この法案に賛成の意を表します。

理由はきつめて簡単であります。この海運というよりな仕事は最も国際的なつながりが強く、しかも、今盛んに貿易自由化といふことがいわれられておりますが、早くから自由化競争、自由の競争にさらされておつた。したがつて、大臣の御答弁から、ときどき国際水準という言葉が使われたのも、

そういうことだろうと思ふのでございまして、外国の航路と競争する上においては、同じようにしてやらなければならない。同じ条件を持つていかなければ、競争にならない。しかし、これには非常に条件があるわけであつて、たゞ人数だけを同じにしてもいけないのであつて、私は、いかに通信士にしが寄せられるような感じがするのには、この法案の非常な欠点であるように思ふ。したがつて、法改正の上は、中村委員が言われたように、これは労使間でよく話をしきめなければならぬことはもちろんであります。通信士の勤務条件、勤務の体制、それから給与等についても、甚大な考慮を払わなければならないと思ふ。特に、一番懸念される海難の防止、いわゆる海上保安の問題については、これは私ども、監督官庁の運輸省がこの法案を準備され、また実際のこの船を運用しておる人たちがやつていけるという強い自信を持つておられることに、われわれは全幅の信頼を置くものであります。しかし、いふ、海難というよりなものは、一たび起きれば、非常なこれは大きな損失を招き、人命にかかわることも大でございませうので、この点については、特に施設の面においても改善の考慮が払われなければならないまいと思ふのであります。

かような条件をつけまして、私は本案に賛成するものであります。

○委員長(金丸富夫君) 以上により討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(金丸富夫君) 御異議ないものと認め、これより採決に入ります。

船舶職員法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案を衆議院送付案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(金丸富夫君) 多数でございます。

よつて、本案は多数をもつて衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

諸般の手續等につきましては、先例により、これを委員長に御一任を願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(金丸富夫君) 御異議ないものと認め、さう決定いたしました。

この際、総務大臣から発言を求められました。これを許可します。

○国務大臣(後藤健太郎君) 本法案につきましては、当委員会におきまして長い間にわたる慎重審議の結果、たゞいま御可決をいただきましたことは、まことにありがたうございませう。

本法案の施行にあたりましては、当委員会の審議の経過にかんがみまして、その審議の御趣旨に従ひ、万全を期する所存でございます。

○委員長(金丸富夫君) 次回は四月二十三日を予定いたしておりました、詳細は公報をもつてお知らせすることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時一分散会

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、海運業の再建整備に關する臨時

措置法案(予備審査のための付託は二月二十七日)

一、外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十七日)

三月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、観光基本法案(案)

観光基本法案

観光基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 国際観光の振興(第六条—第八条)

第三章 観光旅行者の保護及び観光に関する施設の整備等(第九条—第十五条)

第四章 行政機関及び観光関係団体(第十六条—第十七条)

第五章 観光政策審議会(第十八条—第二十三条)

附則

観光は、国際平和と国民生活の安定を象徴するものであつて、その発達、恒久の平和と国際社会の相互理解の増進を念願し、健康で文化的な生活を享受しようとするわれらの理想とするところである。また、観光は、国際親善の増進のみならず、国際収支の改善、国民生活の繁栄の緩和等国民経済の発展と国民生活の安定向上に寄与するものである。

われらは、このような観光の使命が今後においても変わることなく、民主的で文化的な国家の建設と国際社会における友好的地位の保持につとめ、重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみると、観光がその使命を達成できるような基盤の整備及び環境の形成はきわめて不十分な状態である。これに加え、近時、所得水準の向上と生活の複雑化を背景とする観光旅行者の著しい増加は、観光に関する国際競争の激化等の事情と相まつて、観光の文化的経済的社会的存立基盤を大きく変化させようとしている。

このような事態に対処して、特に観光旅行者の利便の増進について適切な配慮を加えつつ、観光に関する諸条件の不備を補正するとともに、わが国の観光の国際競争力を強化することは、国際親善の増進、国民経済の発展及び国民生活の安定向上を図るうえに重要な課題である。

ここに、観光の向かうべき新たなみちを明らかにし、観光に関する政策の目標を示すため、この法律を制定する。

第一章 総則

(国の観光に関する政策の目標)

第一条 国の観光に関する政策の目標は、観光が、国際収支の改善及び外国との経済文化の交流の促進と、国民の保健の増進、勤労意欲の増進及び教養の向上に貢献することにあり、外国人観光旅行者の来訪の促進、観光旅行者の安全の確保、観光資源の保護、育成及び

び開発、観光に関する施設の整備等のための施策を講ずることにより、国際観光の発展及び国民の健全な観光旅行の普及発展を図り、もつて国際親善の増進、国民経済の発展及び国民生活の安定向上に寄与し、あわせて地域格差の是正に資することにあるものとする。

(国の施策)

第二条 国は、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一 外国人観光旅客の来訪の促進及び外国人観光旅客に対する接遇の向上を図ること。

二 国際観光地及び国際観光ルートの総合的形成を図ること。

三 観光旅行者の安全の確保及び観光旅行者の利便の増進を図ること。

四 家族旅行その他健全な国民大衆の観光旅行の容易化を図ること。

五 観光旅行者の一の観光地への過度の集中の緩和を図ること。

六 低開発地域につき観光のための開発を図ること。

七 観光資源の保護、育成及び開発を図ること。

八 観光地における美観風致の維持を図ること。

(地方公共団体の施策)

第四条 政府は、第二条の施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第五条 政府は、毎年、国会に、観光の状況及び政府が観光に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、観光政策審議会の意見をきいて、前項の報告に係る観光の状況を考慮して講じようとする政策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 国際観光の振興

(外国人観光旅客の来訪の促進)

第六条 国は、外国人観光旅客の来訪の促進を図るため、海外における観光宣伝活動の充実強化、国際交通機関及びこれに関連する施設の整備、外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善等に必要な施策を講ずるものとする。

(国際観光地及び国際観光ルートの総合的形成)

第八条 国は、国際観光地及び国際観光ルートの総合的形成を図るため、外国人観光旅客の観光に適する観光地及びその観光地間を連絡する経路につき、空港、港湾、鉄道、道路、駐車場その他の観光の基盤となる施設(以下「観光基盤施設」という。)及び外国人観光旅客の利用に適する旅行関係施設の総合的整備等に必要な施策を講ずるものとする。

第三章 観光旅行者の保護及び観光に関する施設の整備等

(観光旅行者の安全の確保)

第九条 国は、観光旅行者の安全の確保を図るため、観光旅行における事故の発生防止、観光に関する事業を営む者の不当な営利行為の防止等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行者の利便の増進)

第十条 国は、観光旅行者の利便の増進を図るため、公共的旅行関係施設の整備、観光に関する事業を営む者のサービスの向上、観光に関する事業の健全な育成、旅行知識の普及等に必要な施策を講ずるものとする。

(家族旅行その他健全な国民大衆の観光旅行の容易化)

第十一条 国は、家族旅行その他健全な国民大衆の観光旅行の容易化を図るため、家族旅行その他健全な国民大衆の観光旅行に適する旅行関係施設の整備等に必要な施策を講ずるものとする。

(觀光旅行者の過度の集中の緩和)
第十二条 国は、觀光旅行者の一の觀光地への過度の集中の緩和に資するため、觀光旅行者が利用することが少ない觀光地又は觀光地として開發するに適當な地域で、その觀光地の利用の促進又はその地域の觀光地としての開發が觀光旅行者の一の觀光地への過度の集中の緩和に効果があると認められるものにつき、觀光基盤施設及び旅行關係施設の整備等に必要な施策を講ずるものとする。

(低開發地域の觀光開發)
第十三条 国は、低開發地域でその地域内に觀光地として開發するに適當な地域を含むものの開發を図るため、当該觀光地として開發するに適當な地域につき、觀光基盤施設及び旅行關係施設の整備等に必要な施策を講ずるものとする。

(觀光資源の保護、育成及び開發)
第十四条 国は、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、すぐれた自然の風景地、温泉その他産業、文化等に関する觀光資源の保護、育成及び開發を図るため必要な施策を講ずるものとする。

(国土の美化)
第十五条 国は、觀光地における美觀風致の維持を図るため、屋外広告物等に関する規制その他国土の美化に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 行政機關及び觀光關係団体
(觀光行政に関する組織の整備及び運営の改善)

第十六条 国及び地方公共団体は、第二条又は第三条の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

(觀光關係団体の整備)
第十七条 国は、國際觀光の發展、觀光地の開發の円滑な推進、觀光旅行者の利便の増進及び觀光に関する事業の健全な發達を図ることができるよう觀光に関する団体の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第五章 觀光政策審議會
(設置)
第十八条 総理府に附屬機關として、觀光政策審議會(以下「審議會」という。)を置く。

(権限)
第十九条 審議會は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を處理するほか、内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議會は、前項に規定する事項に関し、内閣總理大臣又は關係各大臣に意見を述べることができ

(組織)
第二十条 審議會は、委員三十人以上で組織する。
2 委員は、前条第一項に規定する事項に關し学識経験のある者のうちから、内閣總理大臣が任命する。
3 委員は、非常勤とする。
(資料の提出等の要求)

第二十一条 審議會は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、關係行政機關の長に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)
第二十二条 審議會の庶務は、内閣總理大臣官房において處理する。
(委任規定)
第二十三条 この法律に定めるもの

第十五条 第一項の表中

国及びそのを
觀光政策審議會
に改める。

のほか、審議會の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。
附 則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
(總理府設置法の一部改正)
2 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

觀光事業審議會
觀光事業に関する基本的計
その他重要事業を調査審議す

觀光基本法(昭和三十三年法律第
よりその権限に属せしめられた事項を